

石巻市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、矢川昌宏監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥しました。

平成25年3月21日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 森山行輝

- 1 監査対象団体 社団法人石巻観光協会
- 2 監査対象範囲 平成23年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 3 監査対象施設 石巻市観光物産情報センター ロマン海遊21
- 4 所管部局 産業部商工観光課
- 5 監査期間 平成25年1月29日から平成25年3月18日まで
- 6 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 7 監査結果 平成23年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において別紙のとおり指摘します。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内 容
産業部 商工観光課	公の施設の指定管理関係	<p>社団法人石巻観光協会を指定管理者として指定している石巻市観光物産情報センター ロマン海遊21に係る指定管理関係事務において、指定管理者が徴収した利用料金1件2,000円について、会計処理がなされておらず、収支決算にも含まれていないため、一部に誤りがある指定管理者事業報告書を受理し、市議会へも同報告書を提出していた。</p> <p>これは、担当課である商工観光課が、指定管理者から提出された指定管理者事業報告書を受理した際のチェックが不足していたことによるものであり不適正であるので、担当課は事業報告書に基づき業務の実施状況、施設の管理状況等の確認を十分に行うとともに、指定管理者への適切な指導を行うよう求めるものである。</p>